

変更・廃止・休止・再開・加算における必要な添付書類一覧（介護予防小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護）

※下記一覧はあくまで参考であり、状況によって追加の書類が必要となる場合もあります。

△印は、変更がある場合にのみ必要となる書類

●印は、加算をとる場合に必要となる書類（加算を取り下げの場合は不要）

変更等があった事項 提出書類	法人に関する変更		事業所に関する変更										加算等 ※注6										休止	再開	廃止						
	法人の名称・住所 ※注1	法人の電話番号・FAX番号	事業所の電話番号・FAX番号	建物の構造・専用区分等	代表者に関する変更	管理者に関する変更 ※注1・2	介護支援専門員に関する変更 ※注2	協力（歯科）医療機関等 ※注3	事業所の名称	事業所の所在地 ※注4	登録定員・利用定員	従業者 ※注5	利用料	通常の事業実施地域	LIFEへの登録	短期利用居宅介護費	職員の欠員による減算の状況	高齢者虐待防止措置実施の有無	業務継続計画策定の有無	認知症加算	若年性認知症利用者受入加算	看護職員配置加算				看取り連携体制加算	訪問体制強化加算	総合マネジメント体制強化加算	科学的介護推進体制加算	生産性向上推進体制加算	サービス提供体制強化加算 ※注7
変更届出書（様式第二号（四））	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																△
運営規程の新旧対照表（参考様式5）又は変更前の運営規程 ※注9	△				△	△	△		○	○	○	○	○	○	○																△
運営規程 ※注9	△				△	△	△		○	○	○	○	○	○	○																△
法人の登記事項証明書【写しで可】	○																														
従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（標準様式1） ※注10					△	○	○				○	○				●					●		●							○	
誓約書（標準様式6-2）・別紙①・③ ※注11	△																														
事業所一覧（参考様式8） ※注12	△	△																													
経歴書（標準様式2） ※注13・14					○	○																					●				
研修修了証の写し（認知症対応型サービス事業開設者研修等）					○																										
研修修了証の写し（認知症介護実践者研修、認知症対応型サービス事業管理者研修等）					○																										
研修修了証の写し（認知症介護実践者研修、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修）						○																									
資格証明書（写し）（氏名の変更がある場合は、戸籍抄本等の変更内容が確認ができるものを添付）							○														●						●				
辞令、雇用契約書又は労働条件通知書等の雇用関係がわかるもの					○	○																									
協定書、契約書等の写し（協力医療機関については、診療科目が分かるものも添付）							○																								
・平面図（標準様式3）【変更前の図面も添付】 ・主要な場所の写真（参考様式2）					○					○	△																				
賃貸借契約書、法人所有の場合は所有関係が分かるもの（不動産の登記事項証明書、固定資産税納税通知書の写し等）					△					○																					
介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2）														○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3）【変更部分にのみ「あり」「なし」を記載すること】														○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
認知症加算（Ⅰ）・（Ⅱ）に係る届出書（別紙44）																			●												
看取り連携体制加算に係る届出書（別紙13）																						●									
訪問体制強化加算に係る届出書（別紙45）																							●								
総合マネジメント体制強化加算に係る届出書（別紙42）																								●							
生産性向上推進体制加算に係る届出書（別紙28）																											●				
サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙14-5）																											●				
サービス提供体制強化加算計算書（加算様式1）																											●				
再開届出書（様式第二号（五））																															○
廃止・休止届出書（様式第二号（三））																															○
・事業再開に向けての取組状況を記載した書類 ・利用者の引継状況が分かる書類 ・休止及び廃止における誓約書（参考様式6） ・職員の募集広告等																															○
・利用者の引継状況が分かる書類 ・休止及び廃止における誓約書（参考様式6） ・指定（更新）通知書の原本																															○
業務管理体制に係る届出書 ※注15	△	△																													△
老人福祉法の届出 ※注17	△	注18			○	○	○		○	○	○		○																○		○

注1) 法人の代表者又は管理者を変更する場合は、変更届出書の「変更の内容」に氏名（ふりがな記載）、生年月日、郵便番号、住所を必ず記載してください。

注2) 兼務関係・住所の変更も届出が必要です。運営規程に兼務関係を記載している場合は、変更した運営規程も添付してください。

注3) 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との連携体制及び支援の体制の概要に変更があった場合は、届出が必要です。

注4) この一覧に記載の書類に加えて提出書類があります。詳しくは、市ウェブサイト「【重要】新規指定等における建物の建築基準法及び消防法の適合確認について（ID:1038890）」を参照してください。

注5) 人員変更は特例措置があります。詳しくは、市ウェブサイト「変更届に関する運営規程に記載する従業員の「員数」の取り扱い（ID:1038883）」を参照してください。

注6) この一覧に記載の必要書類とともに、各加算の別紙に記載の添付書類を提出してください。

注7) 市ウェブサイト「介護職員等処遇改善加算について（ID:1008379）」を確認してください。

注8) 休止届は、やむを得ず人員基準等を満たさなくなりましたが、法人として事業継続の意思を有する場合における届出であり、状況によっては、当てはまらない場合もありますので十分検討してください。

注9) 各種変更等により、運営規程の変更が生じる場合は、新旧対照表等とともに添付してください。変更前の運営規程を添付する場合は、変更箇所をマーカーで引く等、変更箇所が分かるようにしてください。なお、変更が生じない場合は添付する必要はありません。

注10) 人員の変更時は変更日から4週間分、加算の届出時は各加算の別紙に記載されている該当月（加算の別紙がない場合は算定開始月）の勤務表を提出してください。

注11) 介護予防サービスを行っていない場合は別紙①を、介護予防サービスを行っている場合は別紙①、③を添付してください。なお、住所及び氏名（婚姻等による）の変更のみの場合は、添付する必要はありません。

注12) 同一法人に複数の事業所がある場合は、代表となる事業所の変更届に、法人が運営する一宮市の指定を受けているすべての事業所の一覧を添付してください。

注13) 住所及び氏名（婚姻等による）の変更のみの場合は、添付する必要はありません。

注14) 管理者については、認知症高齢者の介護従事経験が3年以上必要です。

注15) 市ウェブサイト「業務管理体制について（ID:1038877）」を確認してください。

注16) 業務管理体制の届出先が変更となる場合のみ添付してください。

注17) 市ウェブサイト「老人福祉法等に関する届出について（ID:1036841）」を確認の上、併せて提出してください。

注18) 法人代表者の住所のみの変更の場合は、添付する必要はありません。